

伊丹市内の分譲マンション管理組合の皆様へ

令和8年度 伊丹市分譲マンション管理アドバイザー派遣事業のご案内

／ 安心して長く住み続けられるマンションのために ／

マンション管理 について アドバイスします!

管理規約を
見直したい

管理計画認定
制度とは？

大規模修繕工事
耐震改修工事は
どうやって進めるの？

今の修繕積立金
の額で大丈夫？



お悩みを抱えているマンション管理組合にマンションの管理等に詳しい専門家を派遣します。

相談時間

2時間まで

派遣費用

無料



伊丹市マスコット
たみまる

詳細について裏面をご確認ください。

申請方法

まずはお電話を！

伊丹市 住宅政策課 ☎ 072 - 784 - 8069

伊丹市ホームページから詳細情報を確認ができます。

伊丹市 マンションアドバイザー 🔍

検索



アドバイザー派遣について

派遣対象

市内分譲マンション 管理組合等

総会や理事会で派遣事業の申請に関する決議が採決されていることが申請の条件です。管理組合を組織していないマンションの場合はご相談ください。

相談時間

1回につき2時間まで

※マンションアドバイザーは2名派遣されます。
申請できる回数は、同一の管理組合等につき年度内に2回まで。

派遣費用

無料

※資料代や会場費が必要な場合は申請者が実費をご負担下さい。
※派遣先の会場は、相談対象のマンション又はその近くにご用意ください。

受付期間

令和8年6月1日(月)～
令和8年11月30日(月)

※事業予算の上限に達し次第、受付を終了します。

相談できる内容

- ① 管理組合の運営、管理規約等に関する事。
- ② 管理費、修繕積立金等の財務に関する事。
- ③ マンション管理にかかる契約に関する事。
- ④ 大規模修繕工事計画及び長期修繕計画の作成見直しに関する事。
- ⑤ 管理計画認定制度を意識した管理の適正化に資する取組みに関する事。
- ⑥ マンション建替え等の再生に関する事。
- ⑦ マンションの改修・耐震性の向上に関する事。

相談対象外

- ① 測定器等を使用した建物の精密測定、詳細調査、及び劣化診断
- ② 大規模修繕工事計画書及び長期修繕計画書の作成
- ③ 設計及び工事監理
- ④ 維持管理業務の受注及び発注
- ⑤ 設計又は施工業者の選定及び紹介
- ⑥ 見積等の比較検討
- ⑦ 管理計画認定制度における事前確認の依頼、申請補助
- ⑧ 居住者間及び居住者と近隣住民との間の紛争解決、権利調整
- ⑨ 営業活動又は勧誘
- ⑩ 建物の瑕疵についての判断
- ⑪ 上記のほか、派遣の趣旨に合致しない事項

申請方法と流れ

1

電話による
申請予約

2

申請書
を提出

3

審査と
派遣決定

4

派遣日の
調整

5

派遣相談
を実施

6

実績報告書
を提出

※申請方法の詳細については、表面の二次元コードからご確認ください。

注意事項

- ・電話予約による先着順です。後日、申請書を直接窓口へご提出ください。
- ・総会や理事会で派遣事業の申請に関する決議が採決されていることが申請の条件です。管理組合を組織されていないマンションの場合ご相談ください。
- ・派遣希望日の30日前までに申請書をご提出ください。
- ・内容によっては、申請をお受けできない場合があります。
- ・アドバイザーは指定できません。

お問合せ先

伊丹市 都市活力部 都市整備室 住宅政策課

〒664-8503 伊丹市千僧1-1 TEL：072-784-8069 FAX：072-784-8048

※受付時間：平日9：00～17：30（土日祝休み） ※7月1日からは受付時間が17：00までとなります。